

京都市教育委員会教育長訓令甲第11号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第1条本文中「基づき、教育長の権限に属する」を「基づき教育長が委任された事務及び同規則第13条の2の規定に基づき教育長が委譲することができる」を加える。

第3条第1項前段中「京都まなびの街生き方探究館長」を「京都まなびの街生き方探究館事務局長」に改め、同条第2項中「京都まなびの街生き方探究館長」を「京都まなびの街生き方探究館事務局長」に、「小中一貫教育推進室長」を「下京渉成小学校教育企画推進室長、開晴小中学校教育企画推進室長」に改め、同条第4項中「生涯学習部家庭地域教育支援課長及びマンガサミット企画推進課長」を「及び生涯学習部家庭地域教育支援課長」に改め、同条第12項中「市民科学事業課長」を「所管事務につき、青少年科学センター市民科学事業課長及び青少年科学センター指導課長（以下「青少年科学センターの市民科学事業課長等」という。）」に改め、同条第13項中「生涯学習推進課長等」の右に「及び青少年科学センターの市民科学事業課長等」を加え、「小中一貫教育推進室長」を削り、同条第14項中「南区小中一貫校開設準備室長」の右に、「下京渉成小学校教育企画推進室長又は開晴小中学校教育企画推進室長」を加え、同条第17項中「総合教育センター下京区統合小学校開設準備室

長又は総合教育センター東山区小中一貫校開設準備室長」を「総合教育センター下京
渉成小学校開設準備室長又は総合教育センター開晴小中学校開設準備室長」に改め、
同条第20項中「教頭」の右に「(副校長が置かれている場合にあっては、副校長)」
を加える。

別表部長、体育健康教育室長、総合教育センター所長、京都まなびの街生き方探究
館長、教育相談総合センター所長、子育て支援総合センターこどもみらい館長、生涯
学習総合センター事務局長、中央図書館事務局長、右京中央図書館副館長、伏見中央
図書館長、醍醐中央図書館長、学校歴史博物館事務局長、青少年科学センター事務局
長及び野外活動施設花背山の家所長の項中「京都まなびの街生き方探究館長」を「京
都まなびの街生き方探究館事務局長」に改める。

別表課長(体育健康教育室の子ども安全課長等及び生涯学習部の生涯学習推進課長
等を除く。)、南区小中一貫校開設準備室長、教育環境整備室長、小中一貫教育推進室
長、音楽高校改革推進・建設室長、情報化推進総合センター所長、総合教育センター
カリキュラム開発支援センター長、総合教育センター教員養成支援室長、総合教育セ
ンター下京区統合小学校開設準備室長、総合教育センター東山区小中一貫校開設準備
室長、京都まなびの街生き方探究館企画推進室長、教育相談総合センターカウンセリ
ングセンター長、教育相談総合センターふれあいの杜館長、生涯学習総合センターの
分館の館長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書館の館長の項中
「及び生涯学習部の生涯学習推進課長等」を「生涯学習部の生涯学習推進課長等及
び青少年科学センターの市民科学事業課長等」に、「小中一貫教育推進室長」を「下
京渉成小学校教育企画推進室長、開晴小中学校教育企画推進室長」に、「総合教育セ
ンター下京区統合小学校開設準備室長、総合教育センター東山区小中一貫校開設準備
室長」を「総合教育センター下京渉成小学校開設準備室、総合教育センター開晴小中

学校開設準備室長」に改める。

別表京都まなびの街生き方探究館企画推進室長の項を次のように改める。

京都まなびの街生き方 探究館事務局長	(1) 京都まなびの街生き方探究館の利用に関する事。 (2) 軽易又は定例の講演会、講習会その他これらに準じる行事の開催に関する事。 (3) 京都まなびの街生き方探究館内の取締り及び管理に関する事。
京都まなびの街生き方 探究館企画推進室長	(1) 京都まなびの街生き方探究館内の文書の整理、編さん及び保存に関する事。

別表青少年科学センター市民科学事業課長の項及び青少年科学センター指導課長の項を次のように改める。

青少年科学センター市 民科学事業課長	(1) 補佐職員の休暇、欠勤等の承認等に関する事。 (2) 補佐職員の出張及び復命に関する事。 (3) 補佐職員の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。 (4) 補佐職員の時間外勤務命令に関する事。 (5) 補佐職員（教職員（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員を除く。）、嘱託員及び臨時的任用職員に限る。）の扶養親族、通勤手当及び住居手当の認定に関する事。 (6) 青少年科学センター内の文書の整理、編さん及び保
-----------------------	--

	<p>存に関する事。</p> <p>(7) 公用車の管理に関する事。</p> <p>(8) 申請、届出、報告、照会、回答等に関する事。</p> <p>(9) 証明に関する事。</p> <p>(10) 刊行物の発行に関する事。</p> <p>(11) 軽易又は定例の所管事務の処理に関する事。</p>
<p>青少年科学センター指導課長</p>	<p>(1) 青少年科学センターにおける学習計画に関する事。</p> <p>(2) 軽易な理科教育相談に関する事。</p> <p>(3) 教材、教具等の貸出しに関する事。</p> <p>(4) 申請、届出、報告、照会、回答等に関する事。</p> <p>(5) 証明に関する事。</p> <p>(6) 刊行物の発行に関する事。</p> <p>(7) 軽易又は定例の所管事務の処理に関する事。</p>

に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)